

## これからの子ども・子育て支援施策に関する提言

子ども手当・子育て支援プロジェクトチーム

我が国の人口減少を抑制し、安定的で持続可能な社会を実現するためには、これからの子ども・子育て世代を国全体で支援することが喫緊の課題であり、その支援に要する財源は国の責任において確保されるべきものである。

支援のあり方については、「現金給付」、「サービス給付」及び「働き方の見直し」をセットで検討し、全体として費用対効果を考慮しながら、その仕組みや水準等を定めていく必要がある。

また、平成22年6月29日に、国の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、制度の基本方針が示されたところであるが、今後の具体的な制度設計は、平成23年度以降の子ども手当に係る制度設計と並び、地域主権の理念の下、国と地方の役割分担を明確にして行われる必要がある。

以上の考え方の下、これからの子ども・子育て支援施策は、すべてのワーク・ライフ・バランスへの支援も含めて、以下の原則により制度設計を行うべきことを提言するものである。

## 1 全国一律の現金給付は国、サービス給付は地方

(1) 全国一律の現金給付は国が行い、地域の実情に応じたサービス給付は地方の裁量と創意工夫により担う仕組みとすること。

政権が掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念に基づき、「全国一律の現金給付は国、地域の実情に応じたサービス給付は地方」という考え方により制度設計を行うこと。

地方が実施している保育サービスや保育所整備、放課後児童対策、母子保健医療など福祉、医療、教育に関する地域が求める広範かつ多岐にわたるサービス給付は、それぞれの地域においてニーズが異なっている。地域の実情に応じた形で、子どもたちがこれらのサービスを確実に受けることができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって担うことが可能な仕組みとすること。

全国一律の現金給付のほかサービス給付であっても、例えば妊婦健康診査費や特定不妊治療費、乳幼児医療費に対する助成など、本来、医学的見地からも全国で一定以上の水準を確保することが望ましいものや、既に国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着しているものについては、国の責任において所要の財源を措置すること。

(2) 子ども手当は、児童手当を廃止した上で新たな制度として再構築し、国がその全額を負担すること。現金給付額は全国一律とし国が決定すること。

子ども手当は、児童手当に代わる新たな制度として、異なる理念、趣旨により創設されたものである。児童手当は廃止し、子ども手当をひとつの制度として再構築するとともに、現金給付の額は、全国一律として国が決定し、その全額を負担すること。

## 2 恒久的、安定的な財源確保と地方の創意工夫を可能とする制度改善

( 1 ) 本来、地方がサービス給付を行うために必要な財源は、税源移譲等により確保されるべきであること。

地方が、地域の実情に応じた多様なサービスを、今後増大すると見込まれるものも含め、安定的に責任を持って提供するために必要な財源については、国において税制改革などにより恒久的、安定的なものとした上で、地方への税源移譲等により確保されるべきであり、国として制度的な担保を講じること。

( 2 ) 権限移譲などの制度改善を行い、地方の創意工夫を可能とすること。

サービス給付に対するニーズは、地方によりさまざまに異なっている。地域の実情に応じて適切にサービスを提供するため、例えば、保育所の人員配置基準や居室面積基準等は「従うべき基準」ではなく「参酌すべき基準」とするなど、地方の意見を反映した権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの制度改善を行い、地方が裁量を持って創意工夫をしながら取り組むことができるようにすること。

### 3 都道府県の役割

サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整や専門性・先進性が必要な取組等に役割を果たす制度とすること。

地域の実情に応じたサービス給付の実施は、住民に身近な市町村が担うことが適切である。一方、市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、財政面やサービス水準確保などの観点から、都道府県が、市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な技術的支援を行うことが不可欠である。また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業においても、その役割を果たすことが求められている。このような、子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割の重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うこと。

#### 都道府県の取組例

##### (広域調整の例)

- ・ 保育所の広域入所に係る調整
- ・ 病児・病後児保育に係る調整
- ・ 社会的養護の体制整備・自立支援の強化
- ・ 小児救急医療体制の整備

など

##### (専門性の例)

- ・ 周産期医療情報システムの整備
- ・ 不妊専門相談センターの運営
- ・ 社会的養護の充実
- ・ 市町村の児童相談の専門的、技術的支援
- ・ 障がい児童に関する専門的療育相談・指導・支援

など

##### (人材育成の例)

- ・ サービス給付を担う人材の養成
- ・ 地域の子育て支援団体リーダーの養成

など

##### (先導的事業の例)

- ・ 子育て支援に取り組む企業への支援、顕彰
- ・ 企業等と連携した子育て家庭への優待

など

#### 4 「子ども・子育て新システム」における財政スキームの問題点

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、新たに「子ども・子育て勘定（仮称）」を設け、すべての子ども・子育てに関する国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化した上で、必要な財源を各市町村が設置する特別会計に包括的に交付、都道府県の財源も含め、市町村が給付を行うこととされている。

しかし、この財政スキームについては下記（１）（２）のような問題があることを我々がこれまでもヒアリング等の場において述べてきたにもかかわらず、決定されたことは大変遺憾である。国は、制度案要綱で示した財政スキームに固執することなく、「すべての子どもに良質な育成環境を保障する」という子ども・子育て新システムの目的達成に向け、今後、地方と十分な協議を行うことを求める。

（１）新たに「子ども・子育て勘定（仮称）」を設ける必要性について十分に検証すること。

6兆円規模の「子ども・子育て勘定（仮称）」が、公開の十分な議論なくして決定されたことには大きな問題がある。

特別会計（勘定）については、特定の事業の状況や費用対効果が把握しやすくなる反面、硬直化や行政の肥大化につながりかねない懸念も指摘されている。このような指摘も踏まえ、「子ども・子育て勘定（仮称）」を設ける必要性について十分に検証すること。

また、保育に欠ける要件の撤廃等により今後増大が見込まれる費用に必要な財源をいかに確保するか、要綱で示した「国及び地方の恒久財源の確保」の具体策を含め明確に示すこと。

（２）国が担う現金給付と地方が担うサービス給付の財源を区分する財政スキームとすること。

国・地方・事業主・個人からの財源を一本化した場合、国と地方の役割分担や責任の所在、労使拠出に係る受益と負担の関係が不明確になる。

新システムを構築するに当たっては、これらを明確にした制度設計を行うべきであり、子ども手当の全額国庫負担が担保されるよう、国が担う現金給付とサービス給付、地方が担うサービス給付の財源を区分する財政スキームとすること。

( 3 ) 新しい包括交付金制度を創設する場合には、交付対象に都道府県を含めるなど都道府県の役割の重要性を十分踏まえた制度設計を行うこと。

すべての子どもに良質な育成環境を提供するためには、都道府県が持つ広域調整や専門性などの機能が不可欠であることから、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の交付対象の中に都道府県を含めるなど、都道府県の持つ役割の重要性を十分踏まえた制度設計を行うこと。

## 5 地方との協議

平成23年度以降の子ども手当や、子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを通じ、地方公共団体と十分な協議を行い意見を反映すること。

平成23年度以降の子ども手当や、子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、役割分担や財源問題、一括交付金の制度設計との連携などを含め、地方への事前説明を十分行うなど、国と地方の協議の場に関する法律（案）の成立を待つまでもなく実質的な協議を始めること。